

須恵町消防団は、有事の際に地域住民の生命財産を守るため、仕事や学業など本業を持ちながら、消防・防災活動を行なっています。町民の皆さんに、消防団をより身近に感じられるよう、消防団の活動や各分団の紹介などを掲載しています。今回は旅石分団を紹介します。

わが町の消防団 Vol.11

知っていますか？



こんにちは！旅石分団では火災予防のために毎月の水利点検や器具点検をはじめ、夏祭りや祇園相撲などの地域行事に参加しています。その活動を通じて、地域で多くの仲間と知り合うことができます。

現在、消防団員は減少傾向にあります。地域に貢献したい人、充実した生活を送りたい人、自分を変えたい人など思っている人、消防団でその一歩を踏み出してみませんか。少しでも興味があれば、旅石分団の活動を見学に来てください。

現在、旅石分団では分団長以下13人の団員が、それぞれの仕事や家庭を持ちながら、旅石区・須恵町を火災や災害から守るため、活動を続けています。災害時、あなたの力が必要です。あなたの熱き想い・熱き心を待っています。

団員募集

須恵町消防団は団員を募集しています。家族そして地域のために活動してみませんか？まずはお気軽にお問い合わせください。

☎ 総務課 消防安全係 ☎ 932-1152(ダイヤルイン)

旅石分団の仲間たち			
分団長	青柳 貴裕		
副分団長	印藤 康修		
班長	藤木 武郎		
団員	三角 拓哉	柴原 貴伸	下田 繕史
	堀 博行	多良 寿真	井上 大雅
	三角 寛人	百田 憲斗	上野 龍之介
	青木 翔流		

旅石分団イチオシ団員！



警察署だより

5月に、福岡県内各地で不動産会社や保険会社の社員をかたって、現金をだまし取るという詐欺が発生しています。不動産会社の社員をかたって「老人ホームの契約をするために名義を貸してほしい」などと電話があった後、保険会社の社員をかたる別の男から電話があり「契約を完了するためにはお金が必要である」「名義を貸したことが問題になっていく」「支払わないとあなたも犯罪者になる」などと言われ、これを信じた被害者が指示されたとおり現金を宅配便で送付してしまうという詐欺です。

❗ 宅配便では現金を送れません

❗ 「名義貸しは犯罪になる」「誰かに知られたら逮捕される」はすべて詐欺

❗ 一人で判断せず、必ず誰かに相談

☎ 粕屋警察署 ☎ 939-0110

いのちを守る 住宅用火災警報器

令和3年中の粕屋南部消防本部管内の火災は43件でした。このうち建物火災が24件で半数以上を占めています。建物火災のうち最も多いのが住宅火災で12件です。

住宅火災による死者の発生は、逃げ遅れによるものが大半を占めており、火災を早期に発見する住宅用火災警報器の設置、維持管理が重要です。設置から10年以上経過した住宅用火災警報器は、新しいものに交換しましょう。

▼事例1
調理後のガステーブルのグリルから出火し火災となり

▼事例2
留守中のアパートの1室から出火したもので、上階の住人が住宅用火災警報器の音で火災に気づき119番通報しました。火災を早期に発見することができ、被害の拡大を防ぎました。

また、住宅用火災警報器の音で火災に気づき、すぐに濡れた布巾でグリルの通気口を塞ぎ消火したため、ぼやで済みました。

住宅用火災警報器の設置・適切な維持管理をお願いします。

☎ 粕屋南部消防組合消防本部 志免町大字田富170 ☎ 935-5111

公式ホームページ
Facebook

商工会だより

須恵町商工会 創業補助金のご案内

須恵町商工会は、コロナ禍で頑張る創業者を応援するための補助金を公募しています。

ぜひ、この補助金を活用して、工永く継続できる事業を目指していきましょう。

▼補助内容
創業時に要する経費の一部を補助します。上限30万円(補助率4/5)
主な経費例：改装費・広告費・機械設備・借料など(※業種により補助金の上乗せ有り)

▼対象者
令和4年1月1日～12月31日に開業する(した)個人または法人(小規模事業者)
事業所店舗が須恵町にあること
須恵町が発行する「特定創業支援事業を受けたこと」の証明書をもつ人

※この証明書は須恵町で開催する起業塾へ参加すると取得できます

労働保険の年度更新は7月11日(月)までに済ませてください！
労働保険は、労働者が業務上や通勤途中に災害を被った場合、あるいは失業した場合に保険給付を行う制度です。

農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、6月1日(水)～7月11日(月)までに労働保険の申告・納付手続きを行うことになっています。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課することがありますのでご注意ください。

須恵町商工会は創業者を応援しています！
Bakery

▼申請書の受付期間
6月1日(水)～10月31日(月)
※予算の範囲を上回った際には、締め切りを早める場合があります。

起業塾は8月下旬～9月上旬にかけて開催する予定です。詳細は広報すえ7月号でご案内します。

☎ 須恵町商工会 ☎ 932-6700